

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 漁業権者の名称及び住所

入間漁業協同組合

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

二 漁業権の免許番号

共第二号及び共第三号

三 変更の内容

第二条第二項中「口頭」の下に「又は組合が指定するオンラインシステム（以下単に「オンラインシステム」という。）」を加える。

第八条第一項中「納付場所は」の下に「、オンラインシステムにより納付する場を除き、」を加える。

第十条第一項中「遊漁承認証」の下に「（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）」を加える。

別記様式乙種日釣券の次に次の様式を加える。

遊漁承認証 (オンラインシステムによる発行)

遊漁承認証 (券)

(年度)

月 / 日

氏名

遊漁料金 円

取扱者 入間漁業協同組合

※魚種及び漁法、区間によって遊漁期間が異なります。

遊漁規則をよくご確認ください。

魚種

漁具/漁法

遊漁区域 入間漁業協同組合管轄区域全域

注意事項

1. 遊漁する者は本証を携帯すること。
2. 漁場監視員の要求があったときは本証を提示しなければならない。
3. 組合印の無いものは無効。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和五年二月二十八日